

東京都との連絡協議会の開催について

平成 27 年 7 月 24 日
2020年東京オリンピック・パラリンピック
競技大会関係府省庁連絡会議議長決定

- 1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市である東京都とのより密接な連携に資するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、東京都との連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催する。
- 2 連絡協議会の構成は、次のとおりとする。
 - 内閣官房副長官（事務）
 - 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
 - 内閣官房副長官補（内政担当）
 - 内閣官房副長官補（外政担当）
 - 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
 - 内閣広報官
 - 内閣情報官
 - 内閣法制次長
 - 内閣府事務次官
 - 警察庁長官
 - 金融庁長官
 - 消費者庁長官
 - 復興庁事務次官
 - 総務事務次官
 - 法務事務次官
 - 外務事務次官
 - 財務事務次官
 - 文部科学事務次官
 - 厚生労働事務次官
 - 農林水産事務次官
 - 経済産業事務次官
 - 国土交通事務次官
 - 環境事務次官
 - 防衛事務次官
 - 東京都副知事
- 3 連絡協議会は、内閣官房副長官（事務）が主宰する。内閣官房副長官（事務）が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 4 連絡協議会は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、内閣官房副長官補（内政担当）及び東京都副知事のほか、関係府省庁及び東京都の職員で内閣官房副長官（事務）の指名する官職にある者とする。

- 5 連絡協議会の庶務は、文部科学省及び東京都の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議議長が定める。
- 7 平成27年7月24日内閣官房長官決裁による2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議の廃止に伴い、平成26年1月31日2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議議長決定により開催された、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議東京都との連絡協議会が決定した事項及び検討した事項等については、連絡協議会に引き継がれるものとする。